

避難施設の指定の取組事例（地下施設）

地下街

川崎市・新潟市

1. 川崎市

- 川崎駅東口地下街（民間施設「川崎アゼリア」）を国民保護法上の避難施設として指定した。
- 複数の出入口を有するほか、JR川崎駅、地下駐車場や商業施設に直結している。
- きっかけとして、帰宅困難者対策の「一時滞在施設」としての協定締結の協議に併せ、国民保護法上の避難施設の指定についても協議を実施した。
- トイレ（障害者用トイレあり）、冷暖房施設、非常用電源等、一時的な避難に活用できる。

Point

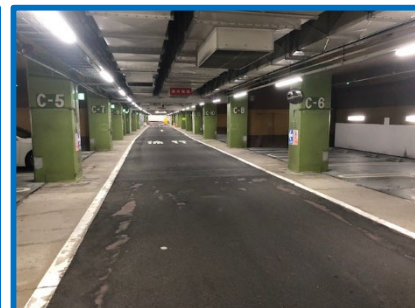
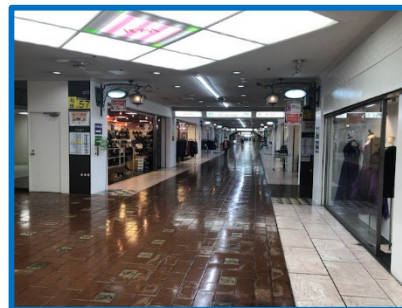
- ▶ 人の往来が多い市街地の中心部に所在する地下スペースを指定。
- ▶ 他の協定等の協議と併せて、国民保護法上の避難施設としても協議し、指定。



川崎市

2. 新潟市

- 市内の地下街（民間施設「西堀ローサ」）とこれに併設する市営地下駐車場を国民保護法上の避難施設として指定した。



新潟市